

従業員各位

〇〇株式会社 総務部

マイナンバー通知カード及びマイナンバーカードに伴う注意事項とお願い

2016年1月よりマイナンバー制度がスタートすることになりました。

マイナンバーとは、住民票を有するすべての国民に1人1つずつ付与され、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される番号のことです。言うなれば、国レベルでの社員番号のようなものになりますが、この番号が2015年10月にみなさん全員に通知されることとなりました。

下記のご協力をお願いいたします。

記

1. 個人番号通知カードが送られてきた時

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

住所 ○〇県 ■■市 △△町 ◇丁目 ○番地
▽▽号

平成 5年 3月 31日生 性別 女 ○印申請
発行 平成 27年 10月 31日 1234567890

製造管理番号

個人番号通知カード

個人番号 1234 5678 9012 3456 7890 123
氏名 番号 花子

住所 ○〇県 ■■市 △△町 ◇丁目 ○番地 ▽▽号

生年月日 平成 5年 3月 31日 性別 女

〒代表文字検索

電住 番号 外国人住民 の区分

マイナンバー

申請日 年 月 日

サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

写真

切り離す。

切り離す。

上記を切り離し、鍵にかかる金庫、机の引き出しに「個人番号通知カード」として保管しましょう。会社からコピー提出依頼がある場合には、コピーを会社に提出しましょう。個人番号カードの登録を行う時は、切り離した下の部分に、写真を貼って、申請日、署名、押印して返信用封筒に家族全員分をいれて返信します。

2. 個人番号通知カードを紛失した時

『通知カード』は、『個人番号カード』の交付時に必要となりますので紛失しないように大切に保管してください。

紛失した場合は、住所地市町村長に対し、通知カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該通知カードの交付を受けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別を記載した再交付申請書を提出して、通知カードの再交付を求めることができます。再交付する場合500円の手数料が必要となります。

3. 『通知カード』が送付された以降に、住所が変わる時

住所変更手続きの際に『通知カード』を忘れずに持参してください。

4. 個人番号カードを紛失した時

個人番号カード（マイナンバーカード）を紛失・焼失・著しく損傷した場合や、ICカードの機能など個人番号カード（マイナンバーカード）の機能が失われた場合に限って、有効期限内に個人番号カード（マイナンバーカード）の再交付を求めることができます。再交付を受ける際の手続として、警察署に紛失を届け出たことに関する事実又は罹災証明に関する書類の提出が必要です。

住所地市町村長に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所ならびに個人番号又は生年月日及び性別を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができます。

紛失に気づいたら、早めに一時停止申請をしよう！

マイナンバーを失くしてしまった。そんなときはまず、地方公共団体情報システム機構（J-LIS: Japan Agency for Local Authority Information Systems）が開設したコールセンターに電話をして、一時停止申請を行いましょう。まだマイナンバーが通知されていない関係上、2015年8月現在では地方公共団体情報システム機構のコールセンターの電話番号は公開されておられません。住民票を持った国民全員に通知カードが通知されるのは10月ということで、電話番号もそれ以降に公開される見込みです。

以上